

内容質問回答書

No. 1 - 1

件名	山口市上下水道局下水道施設(12施設)で使用する高圧電力の供給		
工事場所 履行場所 納品場所	山口市内		
入札(開札)年月日	令和7年9月1日		
質 問 事 項		質問受理日	令和7年8月7日
1 契約に至った場合は、2025 年4月1日改定の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（○.○円）を固定するお願いではありません。 ※契約書への追記や別紙、覚書によるご対応を想定しております。 2 入札書と入札内訳書は割印をする必要はございませんか。また、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますでしょうか。 3 弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願い致します。 4 銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。 予めご了承願います。			
回 答 事 項		回 答 日	令和7年8月13日
1 基本的に公告時点の燃料費等調整額の算定諸元（その月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式）及び落札時の基本料金単価及び電力量料金単価を契約満了まで適用しますので、2025年4月1日改定の燃料費等調整の算定諸元を契約満了まで適用することを了承します。「仕様書」9（6）のとおり、契約期間内にみなし小売電気事業者において燃料費等調整単価の算出根拠、基本料金単価及び電力量料金単価の変更があった場合は必要に応じて協議により定めるものとします。 2 仕様書等内の郵便入札留意事項に「郵便入札用封筒記入例」等がありますので御参照ください。「内封筒に入れるのは、入札書のみ（内訳書や入札参加資格確認申請書は外封筒に入れてください。）」と記載しております。なお、この入札では公告に記載のとおり、入札参加資格確認申請書の提出は不要です。 3 請求書について、「仕様書」9（12）のとおり、WEBからのダウンロードで問題ありません。検針票について「仕様書」9（13）のとおり請求書の内訳をもって検針票に代えることに問題ありません。30分データについて「仕様書」9（11）のとおりWEBからのダウンロードで問題ありません。 4 銀行振込により振込手数料が発生した場合、振込手数料は振込者の負担となることを了承します。			
回答担当所属	所 属 名	下水道施設課	
	電 話 番 号	0 8 3 — 9 2 5 — 8 4 6 9	

内容質問回答書

No. 1 - 2

件名	山口市上下水道局下水道施設(12施設)で使用する高圧電力の供給		
工事場所 履行場所 納品場所	山口市内		
入札(開札)年月日	令和7年9月1日		
質 問 事 項		質問受理日	令和7年8月7日
5 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。			
6 全施設スマートメータは設置されていらっしゃいますでしょうか。			
7 第5条（権利義務等の譲渡等） 下記文言の追記をお願いしますでしょうか。 受注者は、この契約によって生じる権利、または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。 但し、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。 この後に➡ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。			
8 第9条（計量及び検査）第11条（電気料金の算定及び支払） 記載では「検査に合格した後、請求」となっておりますが、 実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途（もしくは16日+3営業日後を目途）に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面： 計量⇒検査⇒合格⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。			
回 答 事 項		回 答 日	令和7年8月13日
5 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定は現在のところありません。			
6 全施設スマートメータになっています。			
7 契約書の内容については落札後に協議し定めます。			
8 計量結果の報告について、「仕様書」9（13）のとおり、請求書の内訳に計量結果が記載されていれば、別途報告の必要はありません。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行をしないことについて了承します。			
回答担当所属	所 属 名	下水道施設課	
	電 話 番 号	0 8 3 — 9 2 5 — 8 4 6 9	

内容質問回答書

No. 1－3

件名	山口市上下水道局下水道施設(12施設)で使用する高圧電力の供給		
工事場所 履行場所 納品場所	山口市内		
入札(開札)年月日	令和7年9月1日		
質 問 事 項		質問受理日	令和7年8月7日
9 第11条（電気料金の算定及び支払） 月々の請求金額算定における計算方法につき詳細なないよう記載をお願いします。 ➡ 【料金計算】 毎月の料金計算は電気料金＝基本料金＋電力量料金とし 基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率（割引・割増） 電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額±再生可能エネルギー特別措置法に基づく賦課金（ただし、基本料金単価、電力量料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとする。） 力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。 平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。 10 第〇条（違約金・・・） 発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いします。 『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、単価一覧に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、単価一覧に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』 11 第24条（履行の決定） 定めのない事項に付き協議を行う際に『受注者の電力需給約款参照の上』を追記お願いしますか。			
回 答 事 項		回 答 日	令和7年8月13日
9 御質問の内容は「契約書（案）」第11条第2項、「契約書（案）別紙 単価一覧（A）」及び「契約書（案）別紙 単価一覧（B）」の内容と重複する部分がありますが、契約書の内容については落札後に協議し定めます。 10 契約書の内容については落札後に協議し定めます。 11 契約書の内容については落札後に協議し定めます。			
回答担当所属	所 属 名	下水道施設課	
	電 話 番 号	0 8 3－9 2 5－8 4 6 9	